

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表2（令和2年4月分以降用）

1 特例の適用にあたっての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等及び「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合、又は②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林がある場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合（「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合を除きます。）には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（この場合には、この表の記入を要しません。）。

(1) 特例の適用にあたっての同意

（注）「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「(2) 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等、同法第 69 条の 5 第 1 項に規定する選択特定計画山林又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例事業用資産のうち同条第 2 項第 1 号イに掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が同法第 69 条の 4 第 1 項、第 69 条の 5 第 1 項又は第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名	

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

（注）特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- ② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。
- ③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号イに掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)及び(3)のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。

なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第11・11の2表の付表2の2で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
200㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）	
円	円	円	

（注）③欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。
- 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の(1)の「②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定居住用宅地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{c} \text{特定事業用宅地等の面積}^{(\ast 1)} \text{及び} \\ \text{特定同族会社事業用宅地等の面積} \\ \text{の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\begin{array}{c} \text{貸付事業用宅地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right]$$

(注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等の面積及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第11・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の① 特定居住用宅地等の⑩欄の面積、② 特定事業用宅地等の⑩欄の面積^(※2)及び③ 特定同族会社事業用宅地等の⑩欄の面積の合計並びに④ 貸付事業用宅地等の⑩欄の面積です。

- ※1 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、租税特別措置法施行令第40条の2の2第9項の規定により、特定事業用宅地等である小規模宅地等として選択したものとみなされる猶予対象宅地等の面積を含みます。
- ※2 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の(2)②ハ欄の面積及び(3)①ホ欄の面積の合計を加算します。